

取引基本約款

見積書又は申込書記載の取引先(以下「顧客」という。)と株式会社Things(以下「当社」という。)は、以下に示す契約条件(以下、「本取引約款」という。)に基づき、見積書又は申込書で特定する業務又はサービスに関する契約を締結する。

第1章 共通事項

第1条 (定義)

本契約における次の用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 本契約

本取引約款に基づき顧客と当社の間で締結した、見積書又は申込書で特定する業務又はサービス(以下、「対象業務等」という。)に関する契約をいう。

(2) 個別契約

顧客及び当社間の個々の対象業務等の個別の条件を定める契約をいう。個別契約には、本条で定義する本サービス利用契約、PoC業務個別契約、開発業務個別契約、DXコンサルティング業務個別契約が含まれる。

(3) 本サービス

顧客の社内に存在する技術情報(BOMや図面を含む)を一元管理するためのサービス(構造化した顧客データの一元管理を含む。)をいう。その詳細については、当社の本サービスに関するWEBページ、当社が提供する資料、本サービスに関するサービス仕様書その他資料において定める。

(4) 本サービス利用契約

本取引約款に基づき顧客と当社の間で締結した本サービスの利用に関する個別契約をいう。

(5) 顧客データ

顧客が当社に提供する本サービスにおいて管理をするためのデータをいう。

(6) サンプルデータ

顧客データのうち、PoC業務を行うために、顧客と当社の協議に基づき指定したデータをいう。

(7) 認定利用者

本取引約款及び本サービス利用契約に基づき、本サービスの利用が認められた顧客の役員、従業員その他の構成員であり、当該顧客により本サービスの利用が認められた個人をいう。

(8) クレデンシャル情報

顧客が本サービスを利用する際の認証に用いるID、パスワードその他の情報をいう。

(9) PoC業務

顧客が本サービスを利用して技術情報を一元管理するために、サンプルデータの構造化、構造化の精度向上の方向性の検討、ユースケースの検討等を行う業務をいう。

(10) PoC業務個別契約

本取引約款に基づき顧客と当社の間で締結したPoC業務にかかる個別契約をいう。

(11) PoC業務成果

当社がPoC業務の成果として顧客に提供するドキュメントをいう。

(12) 開発業務

顧客が本サービスを利用して技術情報を一元管理するために、PoC業務を経た後、顧客データの構造化を行い、非構造化データから構造化データへの変換の精度向上を行う業務その他関連業務をいう。

(13) 開発業務個別契約

本取引約款に基づき顧客と当社の間で締結した開発業務にかかる個別契約をいう。

(14) 開発業務成果

当社が開発業務の成果として顧客に提供する顧客データに基づき作成した構造化デー

タその他開発業務個別契約で特定した開発業務の成果をいう。

(15) オプションサービス

本サービスを利用する顧客が利用できる付加サービスをいう。その詳細は、当社が提供する資料において定める。

(16) DXコンサルティング業務

当社が提供するDXコンサルティングサービスをいう。その詳細については、当社が提供する資料において定める。

(17) DXコンサルティング業務個別契約

本取引約款に基づき顧客と当社の間で締結したDXコンサルティング業務にかかる個別契約をいう。

第2条 (基本契約)

本契約は、顧客と当社の間の対象業務等に関して共通に適用される。但し、個別契約において本契約と異なる定めをした場合は、個別契約の定めが優先的に適用される。

第3条 (個別契約)

1 個別契約は、隨時、個別契約書の締結、申込書及び承諾書の取り交わし、その他同等の趣旨を有する書面の取り交わしにより成立する。

2 PoC業務個別契約には、以下の事項を定める。

(1) PoC業務の詳細

(2) 検証期間(PoC業務期間)

(3) サンプルデータの項目、量、提供形式

(4) 業務委託料

(5) 業務委託料の支払方法

(6) PoC業務成果の提供期限

(7) PoC業務成果の確認期間

(8) PoC業務個別契約の契約期間

(9) その他PoC業務において必要な事項

3 開発業務個別契約には、以下の事項を定める。

(1) 開発業務の詳細

(2) 開発業務期間

(3) 提供データの項目、量、提供形式

(4) 業務委託料

(5) 業務委託料の支払方法

(6) 開発業務成果

(7) 開発業務成果の提供期限

(8) 開発業務成果の確認期間

(9) 開発業務個別契約の契約期間

(10) その他開発業務において必要な事項

4 本サービス利用契約には、以下の事項を定める。

(1) 本サービスの料金プランと機能

(2) 利用開始日

(3) 利用料金(初期費用及び月額利用料)

(4) 支払方法

(5) 料金プランごとの制限事項

1 ユーザ数上限

2 ファイル処理上限(OCR又はAI項目抽出)

3 ストレージ容量上限

(6) 料金プランごとの制限事項の上限数を超えた場合の利用料金

(7) その他本サービスの利用に関して必要な事項

5 DXコンサルティング業務個別契約には、以下の事項を定める。

(1) DXコンサルティング業務の内容。以下のいずれかから顧客が選択する。

- 1 生成AI社内勉強会
 - 2 生成AIワークショップ
 - 3 DX戦略策定
 - 4 物作りデータ活用支援
- (2) 業務期間又は業務実施回数
 - (3) 業務委託料
 - (4) 業務委託料の支払方法
 - (5) DXコンサルティング業務の契約期間
 - (6) 成果がある場合はその成果の内容及び権利関係
 - (7) その他DXコンサルティング業務において必要な事項

第4条 (適用条項)

- 1 顧客が個別契約において、「PoC業務」を選択した場合、以下の各条項がPoC業務個別契約に適用される。
 - (1) 本契約第1章「共通事項」の各規定
 - (2) 本契約第2章「PoC業務」の各規定
 - (3) 本契約第6章「一般条項」の各規定
- 2 顧客が個別契約において、「開発業務」を選択した場合、以下の各条項が開発業務個別契約に適用される。
 - (1) 本契約第1章「共通事項」の各規定
 - (2) 本契約第3章「開発業務」の各規定
 - (3) 本契約第6章「一般条項」の各規定
- 3 顧客が個別契約において、「本サービス」を選択した場合、以下の各条項が本サービス利用契約に適用される。
 - (1) 本契約第1章「共通事項」の各規定
 - (2) 本契約第4章「本サービス利用条件」の各規定
 - (3) 本契約第6章「一般条項」の各規定
- 4 顧客が個別契約において、「DXコンサルティング業務」を選択した場合、以下の各条項がDXコンサルティング個別契約に適用される。
 - (1) 本契約第1章「共通事項」の各規定
 - (2) 本契約第5章「DXコンサルティング業務」の各規定
 - (3) 本契約第6章「一般条項」の各規定

第5条 (登録情報の変更)

本契約又は個別契約の申込みの時点で当社に提供した情報(以下、「登録情報」という。)に変更があった場合、顧客は、当社所定の方法でその旨通知・連絡を行う。顧客が登録情報の変更を速やかに通知・連絡しなかったことによって顧客に損害が生じたとしても、当該損害について当社は一切責任を負わない。

第6条 (再委託)

- 1 当社は、本契約又は個別契約に基づく業務又はサービス提供の全部又は一部を顧客の承諾を得ることなしに、第三者(以下「委託先」という。)に再委託することができる。
- 2 前項の定めに従い委託先に本契約又は個別契約に基づく業務又はサービス提供を委託する場合、当社は、本契約における自己の義務と同等の義務を、当該委託先に課すものとする。
- 3 当社は、委託先による本契約又は個別契約に基づく業務又はサービス提供について、顧客に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合又は自らサービスを提供した場合と同様の責任を負う。ただし、顧客の指定した委託先の場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負わない。

第7条 (業務委託料等)

顧客は、本契約で特別の規定がある場合を除いて、個別契約に従って対象業務等の業務委託

料又は利用料金を支払わなければならない。

第8条 (遅延利息)

顧客が、個別契約に定める対象業務等の業務委託料又は利用料金その他の個別契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、顧客は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、対象業務等の業務委託料又は利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払う。

第2章 PoC業務

第9条 (PoC業務における本サービスの利用)

- 1 顧客が当社に対してPoC業務を委託する場合、同時に、本サービスの利用申込みを行つたものとし、本契約に基づき、本サービス利用契約が成立したものとする。
- 2 前項に基づいて顧客が本サービスの利用を申し込んだ場合、顧客は、PoC業務が終了した日まで本サービスを利用することができる。
- 3 前項の期間内の本サービスの利用料は無料とする。
- 4 本条第1項に基づいて成立する本サービス利用契約における本サービスの制限事項は、当社が別途指定する内容に従う。ただし、PoC業務個別契約においてその内容を変更することができる。

第10条 (PoC業務にかかる当社の義務)

当社は、善良なる管理者の注意をもってPoC業務を遂行する義務を負う。当社は、PoC業務について完成義務を負うものではなく、PoC業務に基づく何らかの成果の達成や特定の結果(サンプルデータの構造化、またはその精度)等を保証しない。

第11条 (PoC業務にかかる契約条件の変更)

- 1 PoC業務の進捗状況等に応じて、検証期間の延長が必要になった場合、又は作業工数が当初の想定より増加した結果、検証期間又はPoC業務にかかる業務委託料の変更が必要になった場合、その他のPoC業務個別契約の契約条件の変更が必要となった場合、顧客又は当社は、その旨を記載した書面をもって相手方に申し入れを行う。当該申し出があった場合、顧客及び当社は、速やかに契約条件の変更の要否について協議するものとする。
- 2 前項の協議に基づき、PoC業務個別契約の内容の一部変更をする場合、顧客及び当社は、当該変更内容が記載された、変更契約を締結するものとする。
- 3 本条に基づくPoC個別契約の契約内容の変更のための協議が行われている間、当社はPoC業務を一時停止することができる。

第12条 (PoC業務に関する知的財産権)

- 1 PoC業務成果に関する知的財産権(著作権法27条及び28条の権利を含む。)は、顧客に帰属する。
- 2 顧客は、PoC業務成果を当社の事前の書面による承諾なく、第三者に提供又は開示してはならない。
- 3 PoC業務の過程で得られたノウハウ(構造化の手法、精度向上方法等)又はアイデアに関する権利、本サービス(オプションサービスや追加機能を含む。本条において同じ。)に関するプログラム及び本サービスに関する発明の権利は、当社に帰属する。

第13条 (PoC業務の終了)

- 1 当社は、PoC業務成果の提供期限までに顧客にPoC業務成果を提供する。
- 2 顧客は、前項のPoC業務成果を受領した日からPoC業務個別契約で定める期間(以下、「確認期間」という。なお、確認期間をPoC業務個別契約で定めない場合は10日とする。)までに、PoC業務成果の確認を行い、開発業務に移行するか否かを当社に連絡をする。
- 3 顧客が前項の連絡を行った時点でPoC業務は終了するが、確認期間内に顧客が前項の

連絡を行わなかった場合は、確認期間の満了時にPoC業務は終了する。

第3章 開発業務

第14条 (PoC業務の前置)

顧客は、当社との間でPoC業務を経なければ、開発業務を当社に委託することができない。

第15条 (開発業務における本サービスの利用)

- 1 顧客が当社に対して開発業務を委託する場合、同時に、本サービスの利用申込みを行ったものとし、本契約に基づき、本サービス利用契約が成立したものとする。
 - 1 前項に基づいて顧客が本サービスの利用を申し込んだ場合、顧客は、開発業務が終了した日まで本サービスを利用することができる。
 - 2 前項の期間内の本サービスの利用料は無料とする。
 - 3 顧客は第2項の期間の満了日後も継続して利用を希望する場合、本サービスの利用プランを選択したうえで、新たに本サービス利用契約の申込みをしなければならない。
 - 4 本条第1項に基づいて成立する本サービス利用契約における本サービスの制限事項は、当社が別途指定する内容に従う。ただし、開発業務個別契約においてその内容を変更することができる。

第16条 (開発業務にかかる当社の義務)

当社は、善良なる管理者の注意をもって開発業務を遂行する義務を負う。当社は、開発業務について完成義務を負うものではなく、開発業務に基づく何らかの成果の達成や特定の結果(顧客データの構造化、またはその精度)等を保証しない。

第17条 (開発業務にかかる契約条件の変更)

- 1 開発業務の進捗状況等に応じて、開発期間の延長が必要になった場合、又は作業工数が当初の想定より増加した結果、開発期間又は開発業務にかかる業務委託料の変更が必要になった場合、その他の開発業務個別契約の契約条件の変更が必要となった場合、顧客又は当社は、その旨を記載した書面をもって相手方に申し入れを行う。当該申し出があった場合、顧客及び当社は、速やかに契約条件の変更の要否について協議するものとする。
- 2 前項の協議に基づき、開発業務個別契約の内容の一部変更をする場合、顧客及び当社は、当該変更内容が記載された、変更契約を締結するものとする。
- 3 本条に基づく開発業務個別契約の契約内容の変更のための協議が行われている間、当社は開発業務を一時停止することができる。

第18条 (開発業務に関する知的財産権)

- 1 開発業務成果(ただし、ドキュメント及び顧客データを構造化したものに限る。)に関する知的財産権(著作権法27条及び28条の権利を含む。)は、顧客に帰属する。
- 1 顧客は、開発業務成果を当社の事前の書面による承諾なく、第三者に提供又は開示してはならない。
- 2 開発業務の過程で得られたノウハウ(構造化の手法、精度向上方法等)又はアイデアに関する権利、本サービス(オプションサービスや追加機能を含む。本条において同じ。)に関するプログラム及び本サービスに関する発明の権利は、当社に帰属する。

第19条 (開発業務の終了)

- 1 当社は、開発業務成果の提供期限までに顧客に開発業務成果を提供する。
- 2 顧客は、前項の開発業務成果を受領した日から開発業務個別契約で定める期間(以下、「確認期間」という。なお、確認期間を開発業務個別契約で定めない場合は30日とする。)までに、開発業務成果の確認を行い、開発業務終了後も本サービスを継続的に利用するか否かを当社に連絡をする。
- 3 顧客が前項の連絡を行った時点で開発業務は終了するが、確認期間内に顧客が前項の連絡を行わなかった場合は、確認期間の満了時に開発業務は終了する。

第4章 本サービス利用条件

第20条（料金プランの選択）

- 1 顧客は、本サービス個別契約の申込みにあたり、料金プランの選択をしなければならない。料金プランの詳細は、当社が提供する資料において定める。
- 2 顧客は、本サービス個別契約の契約期間中に、利用料金の金額が低いプランに変更することはできない。

第21条（本サービス利用条件の変更）

- 1 当社は、必要に応じ、隨時、本取引約款の全部又は一部のうち、本サービス利用契約に関する部分(以下、本条において「規約変更箇所」という。)を変更することができ、顧客は、これらの変更を当社が行うことを予め本取引約款をもって承諾するものとする。
- 2 当社は、規約変更箇所の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の1ヶ月前までに、当該変更箇所の内容を、顧客に通知しなければならず、これを怠ったときは、前項に基づく規約変更箇所の変更は、効力を有さない。
- 3 顧客が前項の通知を受けた後、本サービスを利用した場合、あるいは、前項の通知を受けてから1ヶ月以内に顧客が本サービス利用契約を解約しなかった場合、顧客は、変更希望日から変更後の規約変更箇所が適用されることに同意したものとする。

第22条（本サービスの内容の変更等）

- 1 当社は、いつでも本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は本サービスの提供を終了することができる。
- 2 当社が前項の措置をとる場合、当社は、顧客に対して、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により事前に通知・連絡を行う。
- 3 当社は、本条第1項に基づき当社が行った措置に基づき顧客に生じた損害について一切責任を負わない。

第23条（本サービスの一時的な停止又は中断）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、顧客に事前に通知又は連絡することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができる。
 - (1) サーバ、通信回線その他の本サービスの利用のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 本サービスにおいて利用しているシステムの保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急で行う場合
 - (3) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 法令による規制、司法命令等の適用により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (7) その他、運用上、技術上当社が本サービスの提供を一時的な停止又は中断する必要があると判断した場合
- 2 当社は、前項に定める本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断したことにより顧客に損害が生じたとしても、その損害について一切責任を負いません。
- 3 第1項各号に定める事由のいずれかによって本サービスを提供できなかった期間の発生した本サービスの利用料金について、当社は返金を行わない。

第24条（本アクセスID等の管理）

- 1 顧客は、クレデンシャル情報を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者(本サービスの他の顧客を含む。)に使用をさせ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をすることは一切できない。
- 2 前項のクレデンシャル情報を認証に用いて本サービスが利用された場合、当該利用は、当

該クレデンシャル情報を付与された顧客により行われたものとみなされ、当該クレデンシャル情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって顧客に生じた損害について当社は一切責任を負わない。

第25条（支払済みの利用料金の取扱い）

利用契約が終了した場合、その事由の如何を問わず、既に当社が受領している利用料金の返金は行わない。

第26条（認定利用者による本サービスの利用）

- 1 顧客は、認定利用者に対し、本サービスの利用について、本取引約款及び本サービス利用契約の内容を周知徹底し、本取引約款及び本サービス利用契約における顧客と同等の義務を遵守させなければならない。
- 1 認定利用者による本サービスの利用は、顧客による利用とみなされ、認定利用者による利用及びその結果について顧客がすべての責任を負う。

第27条（第三者による本サービスの利用）

顧客が自らの判断で第三者に本サービスを利用されることによって生じる損害（顧客データの漏えいを含むが、これに限られない。）について、当社は一切責任を負わない。

第28条（禁止事項）

- 顧客は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある行為をしてはならない。
- (1) 法令に違反する行為
 - (2) 公序良俗に違反する行為
 - (3) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
 - (4) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
 - (5) クレデンシャル情報を他人に利用させる行為
 - (6) 本サービスのネットワーク又はシステムに過度の負荷をかける行為
 - (7) 本サービス及び本サービスの利用のために必要なソフトウェアについて、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、一部若しくは全部の複製を作成し、又はソースコードを得ようとする行為
 - (8) 本サービス及び本サービスの利用のために必要なソフトウェアに対し、不正なデータ、命令、プログラム等を入力する行為
 - (9) 本サービスを顧客の自らの業務目的以外の目的で使用又は利用する行為
 - (10) 競合する製品若しくはサービスの開発を目的として本サービスにアクセスし又は使用する行為
 - (11) 当社が定める本サービスの利用方法に違反する行為
 - (12) 本サービスの円滑な実行のために必要な事項として当社が遵守を求める事項に違反する行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する行為

第29条（非保証）

当社は本サービスについて、その品質、機能、動作、商品性、バグの不存在、顧客の本サービスの利用目的への適合性、顧客の本サービスを利用することで達成できる事業的成功、第三者の知的財産権の非侵害その他の事項に関して一切保証しない。

第30条（自己責任）

顧客は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問わない。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって当該クレーム等を処理、解決する。顧客が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。

第31条（免責）

当社は、その法律上の請求原因の如何を問わず、以下の事由により顧客又は第三者に発生した損害についての責任を負わない。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 顧客設備の障害又は本サービスを提供するために当社設備までのインターネット接続サービスの不具合等を含む顧客の接続環境の障害に起因する損害
- (3) 当社が指定していない顧客設備又は推奨環境を利用したことによって生じた損害
- (4) 当社設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (5) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの当社設備への侵入に起因する損害
- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当社設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因する損害
- (7) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を顧客が遵守しないことに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) その他当社の責に帰すべからざる事由

第32条（本サービス利用契約の有効期間）

- 1 本サービス利用契約は、同利用契約で定めた利用開始日から、1年間有効に存続する。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社が顧客に対し、又は顧客が当社に対し、前項の期間満了の1か月前までに、当該期間の満了をもって本サービス利用契約を終了する旨を通知しなかつたときは、本サービス利用契約は自動的に1年間更新され、以後も同様とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、PoC業務に伴って本サービス利用契約が成立する場合は第9条、開発業務の場合に伴って本サービスの利用契約が成立する場合は第15条の規定が適用される。

第33条（事例の公開）

- 1 当社は、顧客から特段の申し入れの無い限り、顧客の企業名を当社サービス導入企業として公開することができるものとする。
- 2 顧客は、当社からの申し出に基づき、事例を公開する場合に必要な範囲でロゴ及び商標等の使用を当社に無償で許諾するものとする。

第5章 DXコンサルティング業務

第34条（DXコンサルティング業務にかかる当社の義務）

当社は、善良なる管理者の注意をもってDXコンサルティング業務を遂行する義務を負う。当社は、DXコンサルティング業務について完成義務を負うものではなく、DXコンサルティング業務に基づく何らかの成果の達成や特定の結果(顧客のDX関連の課題の解決や、顧客が希望する知識の獲得)等を保証しない。

第6章 一般条項

第35条（秘密情報の取扱い）

- 1 顧客及び当社は、本契約又は個別契約の義務の履行のために相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報(以下「秘密情報」という。顧客データを含む。)を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者(本契約第6条に基づく委託先を除く。)に開示、提供又は漏えいしてはならない。

- (1) 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報
- (2) 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面によ

り内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示した日から10日が経過する日又は開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱う。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
 - (1) 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2) 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4) 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5) 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
- 3 顧客及び当社は、秘密情報を、本契約又は個別契約の義務の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員に限り開示するものとし、この場合、本契約又は個別契約に基づき顧客及び当社が負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員及び従業員に課すものとする。また、当社は、本契約第6条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、受託者は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。
- 4 当社は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前に顧客に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- 5 顧客及び当社は、本契約又は個別契約の義務の履行の目的の範囲内でのみ秘密情報を取り扱うことができる。
- 6 本契約又は個別契約の義務の履行が完了し、もしくは本契約又は個別契約が終了した場合若しくは顧客の指示があった場合、当社は、顧客の指示に従って、秘密情報(複製物及び改変物を含む。)が記録された媒体を破棄もしくは顧客に返還し、また、当社が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、顧客は、当社に対し、秘密情報の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 7 本条の規定は、本契約が終了した日より1年間有効に存続するものとする。

第36条（個人情報の取り扱い）

- 1 顧客は、本契約又は個別契約の義務の履行に際して、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)に定める個人情報又は匿名加工情報(以下、総称して「個人情報等」という。)を含んだデータを当社に提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本契約又は個別契約の義務の履行に際して、顧客が個人情報等を含んだデータを当社に提供する場合には、顧客は当社に対し、個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
- 3 当社は、第1項に従って個人情報等が提供される場合には、個人情報保護法を順守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

第37条（知的財産権侵害の非保証）

当社は顧客に対して、個別契約に定められる成果の利用が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証を行わない。ただし、当社は、顧客からの求めに応じて合理的な範囲で協力に応じるものとする。

第38条（損害賠償等）

- 1 顧客又は当社は、本契約又は個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償請求ができる。ただし、損害賠償義務者が損害賠償請求者に対して本契約又は個別契約に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因を問わず、損害賠償請求者に発生した通常損害に限定され、損害賠償義務者の責に帰すことができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害等、逸失利益について損害賠償義務者は責任を負わない。
- 2 前項の規定により、損害賠償義務者が損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償義務者は、その損害賠償責任の原因となった個別契約に定める業務委託料の金額のうち、損害賠償請求をされた時点からみて直近6ヶ月分に相当する金額を超えて損害賠償義務を負わ

ない。

3 前2項の規定は、損害賠償義務者に故意又は重過失がある場合は適用されない。

第39条（契約期間）

本契約の有効期間は本契約締結日より1年間とする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに顧客又は当社のいずれかから書面若しくは電子メールによる本契約終了の意思表示がない限り、自動的に期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以後同様とする。

第40条（解除）

- 1 顧客及び当社は、相手方が以下の各号の一に該当したときは、書面にて通知することにより、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重要な財産に対する差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算開始の申立てが行われたとき
 - (2) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
 - (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなるなど支払停止状態に至ったとき
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- 2 顧客及び当社は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、又は相手方の責めに帰すべき事由によって本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生し（以下「違反等」という。）、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず、14日以内にこれを是正しないときは、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前各項による解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方当事者に対し、損害賠償を請求することができる。また、解除された当事者は、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならない。

第41条（反社会的勢力の排除）

- 1 顧客及び当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約又は個別契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 顧客及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約又は個別契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて顧客の信用を棄損し、又は顧客の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 顧客及び当社は、自己又は自己の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。

- 4 顧客及び当社は、自己又は自己の下請又は再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を探らなければならない。
- 5 顧客及び当社は、自己又は自己の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否せるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び報告に必要な協力をを行うものとする。
- 6 顧客又は当社が本条第3項から前項の規定のいずれかに違反した場合、相手方は何らの催告を要さずに、本契約又は個別契約を解除することができる。
- 7 顧客又は当社が本条各項の規定により本契約又は個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第42条（存続条項）

- 1 本契約が終了した場合であっても、第5条、第6条第3項、第10条、第16条、第22条第3項、第23条第2項及び第3項、第24条、第25条、第27条、第29条から第31条、第33条、第34条第7項、第35条から第37条、本条、第42条から第45条の効力は有効に存続する。
- 2 本契約が終了した場合であっても、本契約に基づいて締結された個別契約の効力が存続する限り、本契約の各規定の効力は有効に存続する。

第43条（通知・連絡）

- 1 当社から顧客への通知・連絡その他コンタクトを取る行為(以下、「通知等」という。)は、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により行う。
- 2 当社が電子メールを用いて顧客に対して通知等を行う場合には、当該電子メールを当社が顧客に向けて発信した時点をもって、顧客にその通知等が到達したものとみなす。

第44条（権利義務の譲渡の禁止）

顧客及び当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約又は個別契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約又は個別契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第45条（合意管轄及び準拠法）

- 1 本契約又は個別契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2 本契約又は個別契約の成立及び効力並びに本契約又は個別契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠するものとする。

第46条（協議）

本契約又は個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い顧客及び当社間で協議し、円満に解決を図るものとする。

2024年8月9日制定